



# 鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 40 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (29) (農地・水保全課) . . . . . 4
	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則 (30) (〃) . . . . . 6
	河川法施行細則の一部を改正する規則 (31) (河川課) . . . . . 10
	県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規 則 (32) (教育委員会事務局高等学校課) . . . . . 12

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

振興山村、過疎地域又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において地域ため池総合整備事業を実施すること及び県営土地改良事業として農業水利施設保全合理化事業を実施することに伴い、当該事業によって利益を受ける者で当該事業に参加する資格を有するものから徴収する各年度の実担金の総額を定める。

## 2 規則の概要

(1) 振興山村、過疎地域又は特定農山村地域を含む市町村以外の市町村において行う地域ため池総合整備事業に係る各年度の実担金の総額は、工事費の100分の6に相当する額とする。

(2) 農業水利施設保全合理化事業に係る各年度の実担金の総額は、次のとおりとする。

ア 振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うもの 工事費の100分の7.5に相当する額

イ ア以外の地域において行うもの 工事費の100分の12.5に相当する額

(2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

## ◇鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

交付金に新たに災害復旧交付額を設けることに伴い、災害復旧交付額の決定方法その他必要な事項を定める。

## 2 規則の概要

(1) 各市町村の災害復旧交付額は、当該市町村が実施する対象事業の対象経費の額に、2分の1から受益者負担率に2分の1を乗じて得た割合を減じた割合を乗じて得た額の範囲内で、当該対象事業の緊急性、有効性等を勘案して、所長が決定するものとする。

(2) 災害復旧交付額に係る交付金の交付申請は、その年度の2月末日までに行うものとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

## ◇河川法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

河川法の一部が改正され、従属発電のための流水の占有が許可から登録に変更されたこと等に伴い所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 従属発電のための流水の占有の登録に係る申請書の写しの提出部数は、本庁で許可した水利利用のために取水した流水を利用するものにあつては2部、その他のものにあつては1部とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

## ◇県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

県立学校の生徒に就学支援金を支給する制度が導入されることに伴い、県立学校の授業料の減免について見直す。

## 2 規則の概要

(1) 県立学校の授業料の減免事由に、修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒の保護者等に該当する者の全員のその年度（4月から6月までの月分の授業料にあつては、その前年度）分の市町村民税所得

割の額を合計した額が304,200円未満であるとき（就学支援金の支給要件と同じ）を加える。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第29号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略		略	
11 地域ため池総合整備事業 <u>(1) 振興山村、 過疎地域又は特 定農山村地域を 含む市町村にお いて行う事業</u> (2) (1)以外の 市町村において 行う事業	工事費の100分の2に相当 する額     工事費の100分の6に相当 する額	11 地域ため池総合整備事業 工事費の100分の2に相当 する額	工事費の100分の2に相当 する額
略		略	
13 農村災害対策整備事業 (1) 振興山村、 過疎地域又は特 定農山村地域を 含む市町村であ って知事が別に 定める要件を満 たすものにおい て行う事業 (2) (1)以外の 市町村において 行う事業	工事費の100分の2に相当 する額     工事費の100分の7に相当 する額	13 農村災害対策整備事業 (1) 振興山村、 過疎地域又は特 定農山村地域を 含む市町村であ って知事が別に 定める要件を満 たすものにおい て行う事業 (2) (1)以外の 市町村において 行う事業	工事費の100分の2に相当 する額     工事費の100分の7に相当 する額
14 農業水利施設保全合理化事業			

<p>(1) 振興山村、 過疎地域、特定 農山村地域又は 急傾斜地帯（別 に知事が定める 地域を除く。） において行う事 業</p> <p>(2) (1)以外の 地域において行 う事業</p>	<p>工事費の100分の7.5に相 当する額</p> <p>工事費の100分の12.5に相 当する額</p>		
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第30号**

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、<u>次の各号に掲げる対象事業ごとに対象経費の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合算した額の範囲内で、次条に規定する個別最低保証額、第5条第1項に規定する個別調整交付額及び同条第2項に規定する災害復旧交付額を合算した額から、第11条第1項に規定する交付不要額を減じた額とする。</u></p> <p>(1) <u>災害により必要が生じた対象事業 2分の1から受益者負担率（対象経費の額に対する受益者が負担する額の割合をいう。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た割合を減じた割合</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる事業以外の対象事業であって、受益者負担率が市町村交付金事業（鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第18号）による改正前の鳥取県市町村交付金交付条例（平成18年鳥取県条例第7号）の規定による交付金の交付を受けて実施した対象事業をいう。）の受益者負担率（以下「市町村交付金時負担率」という。）より小さいもの 2分の1から市町村交付金時負担率に2分の1を乗じて得た割合を減じた割合に、市町村交付金時負担率から受益者負担率を減じた割合を加えた割合（その割合が2分の1を超えるときは、2分の1）</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる事業以外の対象事業であって、受益者負担率が5分の1を超えるもの 2分の1から受益者負担率に2分の1を乗じて得た割合を減じた割合</u></p>	<p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、<u>次条第2項の個別最低保証額と第5条第2項の個別調整交付額の合計額とし、対象事業ごとにそれぞれ対象経費の額（当該対象経費の額のうち受益者が負担する額がある場合において、次に掲げる場合に該当するときは、対象経費の額から受益者が負担する額を除いた額）に2分の1を乗じて得た額以内とする。</u></p> <p>(1) <u>市町村負担率（対象経費の額のうち、市町村が負担する額の占める割合をいう。）が、市町村交付金時負担率（鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第18号）による改正前の鳥取県市町村交付金条例による交付金の交付を受けて実施した対象事業（以下「市町村交付金事業」という。）に係る対象経費の額のうち、市町村が負担した額の占める割合をいう。）未満の場合</u></p> <p>(2) <u>市町村交付金事業を実施しなかった場合であって、受益者負担率（対象経費の額のうち、受益者が負担する額の占める割合をいう。）が2割を超えるとき。</u></p>

<p>(4) <u>前3号に掲げる事業以外の対象事業</u> <u>2分の1</u></p> <p>(最低保証額)</p> <p>第4条 <u>各市町村の最低保証額</u> (以下「<u>個別最低保証額</u>」という。)は、<u>当該市町村が第6条の規定により提出する年度事業実施予定調書に記載した前条第2号から第4号までに掲げる対象事業ごとに対象経費の額にそれぞれ同条第2号から第4号までに定める割合を乗じて得た額を合算した額</u> (以下「<u>算定基礎額</u>」という。)に、<u>第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額とする</u>。ただし、<u>第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えないときは、算定基礎額とする</u>。</p> <p>(1) <u>全ての市町村の算定基礎額を合算した額</u></p> <p>(2) <u>予算で定める本交付金の総額から災害復旧交付額に充てるとされた額を控除した額に10分の9を乗じて得た額</u></p> <p>(調整交付額及び災害復旧交付額)</p> <p>第5条 <u>各市町村の調整交付額</u> (以下「<u>個別調整交付額</u>」という。)は、<u>当該市町村が実施する第3条第2号から第4号までに掲げる対象事業ごとに対象経費の額にそれぞれ同条第2号から第4号までに定める割合を乗じて得た額を合算した額から個別最低保証額を減じた額の範囲内で、当該対象事業の緊急性、有効性等を勘案して、総合事務所長又は農林事務所長 (以下「<u>所長</u>」という。)が決定するものと</u></p>	<p>(最低保証額)</p> <p>第4条 <u>最低保証額</u> (市町村が対象事業を実施する場合において、<u>当該市町村に対して最低限保証する交付金をいう。以下同じ。</u>)の<u>総額は、次のいずれか低い額とする</u>。</p> <p>(1) <u>予算で定める本交付金の総額に10分の9を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>第6条の年度事業実施予定調書に記載された各市町村の県交付金要望額 (以下「<u>個別要望額</u>」という。)の合計額</u></p> <p>2. <u>各市町村の最低保証額</u> (以下「<u>個別最低保証額</u>」という。)は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする</u>。</p> <p>(1) <u>前項第2号の額が同項第1号の額以下である場合</u> <u>当該市町村の個別要望額</u></p> <p>(2) <u>前項第2号の額が同項第1号の額を超える場合</u> <u>同項の規定による最低保証額の総額に、個別要望額を同項第2号の額で除して得た割合を乗じて得た額</u></p> <p>3. <u>鳥取県総合事務所等設置条例 (平成15年鳥取県条例第40号) 第2条第2項に規定する総合事務所及び同条例第6条第2項に規定する農林事務所の長 (以下「<u>所長</u>」という。)は、その年度の4月20日までに、当該年度における個別最低保証額に係る本交付金の交付予定額を、各市町村長に対し通知するものとする</u>。</p> <p>(調整交付額)</p> <p>第5条 <u>調整交付額</u> (第1条の目的を達成するため、<u>個別最低保証額だけでは不足する市町村又は緊急を要する対象事業を行う市町村に対して交付する交付金をいう。以下同じ。</u>)の<u>総額は、予算で定める本交付金の総額から前条第1項の規定による最低保証額の総額を減じた額とする</u>。</p>
---	--

する。

2 各市町村の災害復旧交付額は、各市町村が実施する第3条第1号に掲げる対象事業の対象経費の額に同号に定める割合を乗じて得た額の範囲内で、当該対象事業の緊急性、有効性等を勘案して、所長が決定するものとする。

(事業実施予定調書の提出等)

第6条 個別最低保証額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の前年度の末日までに、年度事業実施予定調書(様式第1号)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、その年度の4月20日までに、個別最低保証額を市町村長に通知するものとする。

(調整交付額及び災害復旧交付額に係る本交付金の交付申請)

第9条 個別調整交付額又は災害復旧交付額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、個別調整交付額に係る本交付金にあってはその年度の7月1日から1月末日までの間に、災害復旧交付額に係る本交付金にあってはその年度の2月末日までに、様式第2号(当該年度に前条第3項又はこの条の規定による交付決定の通知を受けた市町村長にあっては、様式第3号)による申請書を所長に提出しなければならない。

(調整交付額及び災害復旧交付額に係る本交付金の交付決定)

第10条 略

(交付決定に係る対象事業等の変更等)

第11条 第8条第3項又は前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長(以下「交付決定市町村長」という。)は、当該交付決定に係る本交付金の交付額(次項の通知をした場合にあつては、減額後の交付額。以下同じ。)に交付を要しない額又は要しないと見込まれる額(以下「交付不要額」という。)が生じない範囲内において、所長の承認を受けずに、対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更を行うことができる。

2 交付決定市町村長は、本交付金に交付不要額があるときは、所長に交付不要額がある旨の通知をすることをもって、交付決定に係る本交付金の交付額の減額の決定を受けたものとみなす。

2 各市町村の調整交付額(以下「個別調整交付額」という。)は、前項の規定による調整交付額の総額の範囲内で、当該市町村長の申請に基づき、その実施する対象事業の緊急性、妥当性等を勘案して所長が決定した額とする。

(年度事業実施予定調書)

第6条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の前年度の3月末日までに、年度事業実施予定調書(様式第1号)を所長に提出しなければならない。

(調整交付額に係る本交付金の交付申請)

第9条 個別調整交付額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の7月1日から1月末日までの間に、様式第2号(当該年度に前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長にあっては、様式第3号)による申請書を所長に提出しなければならない。

(調整交付額に係る本交付金の交付決定)

第10条 略

(交付決定に係る対象事業等の変更等)

第11条 第8条第3項又は前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長(以下「交付決定市町村長」という。)は、当該交付決定に係る本交付金の交付額(次項の通知をした場合にあつては、減額後の交付額。以下同じ。)を超えない範囲内において、所長の承認を受けずに、対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更を行うことができる。

2 交付決定市町村長は、本交付金に交付を要しない額又は要しないと見込まれる額(以下「交付不要額」という。)があるときは、所長に交付不要額がある旨の通知をすることをもって、交付決定に係る



<p>3 略</p> <p>(対象事業の着手)</p> <p>第12条 <u>個別最低保証額及び災害復旧交付額に係る本</u>交付金の交付を受けようとする市町村長は、第8条第3項又は第10条第3項の規定による交付決定の通知を受けずに、その年度の初日から対象事業に着手することができる。</p>	<p>本交付金の交付額の減額の決定を受けたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(対象事業の着手)</p> <p>第12条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、第8条第3項の規定による交付決定の通知を受けずに、その年度の初日から<u>個別最低保証額に係る</u>対象事業に着手することができる。</p>
--	---

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付決定を受ける交付金について適用し、同日前に交付決定を受けた交付金については、なお従前の例による。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第31号**

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和40年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																					
(許可の申請等) 第5条 法、令又は省令の規定により知事に対してなすべき申請、届出又は意見の申出は、所管の総合事務所長（日野郡の区域に係る <u>もの</u> にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長）又は県土整備事務所長に提出しなければならない。		(許可の申請等の <u>提出</u> ) 第5条 法、令又は省令の規定により知事に対してなすべき <u>許可、承認、完成検査若しくは裁定の申請</u> 、届出又は意見の申出は、所管の総合事務所長（日野郡の区域に係る <u>事務</u> にあつては、西部総合事務所日野振興センター所長）又は県土整備事務所長に提出しなければならない。																					
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省令別表第1に係るもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2級河川における特定水利使用に係るもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>指定区間内の1級河川における特定水利使用以外の水利使用で令第20条の2各号に掲げるもの（以下「準特定水利使用」という。）に係るもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>その他の水利使用に係るもの</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部数	省令別表第1に係るもの	略	2級河川における特定水利使用に係るもの	略	指定区間内の1級河川における特定水利使用以外の水利使用で令第20条の2各号に掲げるもの（以下「準特定水利使用」という。）に係るもの	略	その他の水利使用に係るもの	1部		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省令別表第1に係るもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2級河川に係る特定水利使用</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>指定区間内の1級河川の特<del>定</del>水利使用以外の水利使用で令第45条第2号に掲げるもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>その他の水利使用</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部数	省令別表第1に係るもの	略	2級河川に係る特定水利使用	略	指定区間内の1級河川の特 <del>定</del> 水利使用以外の水利使用で令第45条第2号に掲げるもの	略	その他の水利使用	1部
区分	部数																						
省令別表第1に係るもの	略																						
2級河川における特定水利使用に係るもの	略																						
指定区間内の1級河川における特定水利使用以外の水利使用で令第20条の2各号に掲げるもの（以下「準特定水利使用」という。）に係るもの	略																						
その他の水利使用に係るもの	1部																						
区分	部数																						
省令別表第1に係るもの	略																						
2級河川に係る特定水利使用	略																						
指定区間内の1級河川の特 <del>定</del> 水利使用以外の水利使用で令第45条第2号に掲げるもの	略																						
その他の水利使用	1部																						
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>省令別表第1の2に係るもの</td> <td>2級河川における特定水利使用若しくは指定区間内の1級河川における準特定水利使用のために取水した流水又は令第14条の2各号に掲げる流水のみの水利使用に係るもの</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の水利使用に係るもの</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table>	省令別表第1の2に係るもの	2級河川における特定水利使用若しくは指定区間内の1級河川における準特定水利使用のために取水した流水又は令第14条の2各号に掲げる流水のみの水利使用に係るもの	2部		その他の水利使用に係るもの	1部																
省令別表第1の2に係るもの	2級河川における特定水利使用若しくは指定区間内の1級河川における準特定水利使用のために取水した流水又は令第14条の2各号に掲げる流水のみの水利使用に係るもの	2部																					
	その他の水利使用に係るもの	1部																					

	係るもの				
省令別表 第2に係 るもの	指定区間内の1級河 川における令第45条 第5号に規定する許 可に係るもの	3部	省令別表 第2に係 るもの	ア 2級河川に係る 特定水利使用	3部
	その他のもの	1部		イ 指定区間内の1 級河川に係る令第 45条第4号に掲げ る処分のうち法第 24条の規定による 許可に関するもの	3に係る市町村 の数を加えた部 数
省令別表 第3に係 るもの	2級河川における特 定水利使用又は指定 区間内の1級河川に おける準特定水利使 用に対する法第34条 第1項の承認に係る もの	3部	省令別表 第3に係 るもの	ウ 指定区間内の1 級河川に係る令第 45条第3号又は第 4号に掲げる処分 に関するもの（イ に掲げるものを除 く。）	3部
		その他のもの		1部	エ 法第24条の規定 による許可に関す るもの（イに掲げ るものを除く。）
				オ その他のもの	1部
			省令別表 第3に係 るもの	2級河川に係る特定 水利使用	3部
				指定区間内の1級河 川に係る令第45条第 3号又は第4号に掲 げる処分に関するも の	3部
				その他のもの	1部

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第32号

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(県立学校の授業料等の減免) 第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。			(授業料等及び使用料の減免) 第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。		
区分	授業料等 又は使用 料	減免事由	区分	授業料等 又は使用 料	減免事由
県立学 校	授業料	1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒（ <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける者を除く。</u> ）が次のいずれかに該当するとき。 <u>（1）保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に該当する者の全員のその年度（4月から6月までの月分の授業料にあつては、その前年度）分の市町村民税所得割の額を合計した額が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する額に満たないとき。</u>	県立学 校	授業料	1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。

	<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>保護者等の疾病、障がい又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) <u>1の(2)から(4)までのいずれかに該当するとき。</u></p> <p>(2) <u>保護者等が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>(3) 略</p>		<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) <u>1の(1)から(3)までのいずれかに該当するとき。</u></p> <p>(2) <u>保護者が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p>(3) 略</p>
	略		略
略		略	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。